⑫　保育等の子育てサービスを提供している割合―保育サービス（3歳未満児）―
保育所利用児童数／3歳未満人口（新待機児童ゼロ作戦目標数値より平成21年度末利用児童数を推計、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」（平成18年12月推計）（出産中位・死亡中位））
保育等の子育てサービスを提供している割合―放課後児童クラブ（小学1年～小学3年）―
放課後児童クラブ登録児童数／小学校1～3年生の就学児童数（文部科学省「学校基本調査」（平成21年）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調査（平成21年））
（注）保育等の子育てサービスを提供している割合は、他の目標の進捗状況によって目標の達成が左右される。
⑬　男性の育児休業取得率
5人以上規模事業所における2007年4月1日から2008年3月31日までの1年間の配偶者が出産した者に占める育児休業取得者（2008年10月1日までに育児休業を開始した者）の割合（厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成20年度））
⑭　6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間
6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの「家事」、「育児」及び「買い物」の合計の時間（総務省「社会生活基本調査」（平成18年））

○農林水産省告示第二千百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町大谷字上迫前田七六一、財部町南俣字駒谷九三二九、九三三三、九三三六、字平原一一〇四四、字平原ノ上一一一三の三、一一一四、志布志市有明町野井倉字下段三三〇四の一、三三〇四の二、三三〇四の七から三三〇四の一四まで、三三〇四の一六、三三〇四の二三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町伊崎田字向段五二六七の一、五二六七の二、五二七四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町伊崎田字坂ノ上七四四六の一三、七四四六の一五、七四四八の一から七四四八の三まで、七四七九の一、字山原七四七四の一から七四九四の三まで、七四九七の一、七四九七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市串良町有里字七反二五七九から二五八一まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県霧島市福山町福沢字有村一七九〇の一、一七九二の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父市荒川日野字大仁田一九三七の一、本庄市児玉町太駄字扇打一三二〇、一三二一、二七一五の一、字馬不入二七四三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大仁田一九三七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦